

## 多摩川流域協議会（第4回） 議事要旨

1. 日 時：令和3年3月10日（水）13:30～14:30
2. 場 所：WEB会議（併用：京浜河川事務所）
3. 出席者：東京都、神奈川県、山梨県、川崎市、大田区、世田谷区、三鷹市、府中市、調布市、狛江市、八王子市、稲城市、武蔵村山市、青梅市、奥多摩町、日の出町、檜原村、甲州市、小菅村、町田市、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター甲府水源林整備事務所、農林水産省関東農政局農村振興部設計課、国土交通省京浜河川事務所

### 4. 議題

- (1) 多摩川流域協議会 規約の改定について
- (2) 多摩川流域治水プロジェクト 最終とりまとめ（案）について
- (3) 今後のスケジュール

### 5. 議事要旨

- (1) 多摩川流域協議会 規約の改定について  
資料1により多摩川流域協議会第4条別表1の改定案について説明し、同第8条の規定に基づき、会員総数の2/3以上の同意が得られたため、改定案については可決された。
- (2) 多摩川流域治水プロジェクト 最終とりまとめ（案）について  
資料2により説明した。
- (3) 今後のスケジュール  
資料3により説明した。

### 6. 構成員からの意見

- (1) 多摩川流域協議会 規約の改定について（資料1）  
特になし
- (2) 多摩川流域治水プロジェクト 最終とりまとめ（案）について（資料2）
  - ・資料2はすべて公表されるのか（神奈川県）  
⇒ホームページで公表する予定である。（事務局）
  - ・（多摩川水系流域治水プロジェクト（案）【ロードマップ・効果】に記載）短期というのは何年間か。（神奈川県）  
⇒多摩川水系流域治水プロジェクトでは、緊急治水対策プロジェクトの最終年度を短期の目標年度と設定しているので、令和6年度末までの期間である。（事務局）

・「利水ダムにおける事前放流等の実施、体制構築」について、多摩川水系治水協定が昨年5月に締結し、協議会の体制も構築済みであるが、別の新たな協定の締結を予定しているのか、協議会なのか。(神奈川県)

⇒多摩川水系治水協定は令和2年5月27日締結し、協議会の構築も完了しているが、便宜上掲載している。(事務局)

＜協議会后＞ロードマップに記載の「治水協定の締結」は削除する。

・ロードマップに記載されている「下水道の雨水幹線等の整備」については、川崎市においても具体的な対策を実施しているため、川崎市についても記載いただきたいが、内部で確認して協議会后に連絡したい。(川崎市)

⇒承知した。(事務局)

＜協議会后＞

・「下水道の雨水幹線等の整備」の記載を削除し、「下水道施設（雨水幹線・貯留施設等の整備）による浸水対策」に修正し、川崎市を追加していただきたい。

### (3) 今後のスケジュール（資料3）

・最終とりまとめ公表以降に、新たに計画の策定をし、プロジェクトに記載していただきたい場合には、適宜追加が可能であるか。(川崎市)

⇒最終とりまとめ作成以降についても、プロジェクトに記載すべき対策があれば、来年度以降に、協議会を開催した際にプロジェクトへの追加について議論いただくことになる。(事務局)

以上